大森地区優秀作文



税について

大田区立大森第四中学校 三年 保坂 晴也

税資産の譲渡等を行う時すなわち飲食料品を提供する時点で行う」とさ よると「軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者の方が課 税率が変わることを軽減税率ということを知りました。そして国税庁に もし、あの時自分と友達が張り紙に気づかずにイートインスペースを利 利用するのを諦めました。しかし自分はその時一つの疑問ができました。 税率はハパーセントになっていたため、仕方なくイートインスペースを ジでイートインスペースを利用すると言っていなく、レシートを見ても を利用する際は税率が十パーセントになるということで自分と友達はレ によると持ち帰りの際は税率がハパーセントになりイートインスペース 出ください。消費税の適用税率が変わります」と書いてありその張り紙 げの商品をイートインスペースで飲食される際は、レジ会計時にお申し 席に座ろうとすると、席に張り紙が貼ってあり、張り紙には「お買い上 した。調べてみるとまず初めに持ち帰りとイートインスペースの利用で 用してたらどうなっていたのだろうということです。なので調べてみま ペースでアイスを食べようとなり、アイスを買いイートインスペースの この前自分は友達と遊んだ帰り友達と二人でコンビニのイートインス 自分はこの作文で税への疑問と税へ思うことを書こうと思います。

れています。つまり簡単にいうと自分がレジでアイスを買う時、その時点では持ち帰る気であり買った後にイートインスペースを利用する気にはいます。なの利用したとしても、税率は八パーセントのままで罰則などはないらしいです。しかし自分はこれは少しおかしいと思います。なぜならコンビニなどで購入時にイートインスペースを利用するかどうかはその人の心情でそれを周りから見て利用するかどうかを判断するのは、難しいと思います。なので国税庁に従うとしたら最初からイートインスペースを利用すると言うので素直に利用すると言った前者の人のほうが値段高くなり損をしていると考えられます。また今の話で出た後者の人が本当は最初からイートインスペースを利用すると言ったがありません。つまり誰でもイートインを利用する際買うでいてそれはわかりません。つまり誰でもイートインを利用する際買う時点では利用する気がなかったと言えば軽減税率が適用されてしまいます。最初に言った通りこれは少しおかしいと思います。以上が自分の疑問を言いたればわかりません。つまり誰でもイートインを利用する際買う時点では利用する気がなかったと言えば軽減税率が適用されてしまいます。最初に言った通りこれは少しおかしいと思います。以上が自分の疑問と言いたいます。

の世界が広がりました。今までは税金は払うものとしか認識していなく今回で自分にとっての税た。しかし今日調べてみると疑問が生まれたり納得があったりしました。自分はこの作文を書くまで税につき深く考えることはありませんでし